

# ○西紋別地区環境衛生施設組合公印規則

〔 昭和 63 年 1 月 25 日 〕  
規 則 第 1 号

改正 平成19年3月28日 規則第1号

(趣旨)

第 1 条 西紋別地区環境衛生施設組合の公印については、この規則の定めるところによる。

(公印の区分)

第 2 条 公印は、組合長又は組合名等をもって発する公文書に用いる印章とする。

(公印の種類及び保管者)

第 3 条 公印の名称、刻字面の様式及び大きさ、保管者については、別表 1 のとおりとし、そのひな型は別表 2 のとおりとする。

(保管の方法)

第 4 条 公印は施錠できる容器に納めて、厳重に保管しなければならない。

2 公印は、保管場所以外に持ち出してはならない。但し、業務のため公印の持ち出しを必要とするときは、公印持出承認簿(様式第 1 号)により公印保管者の承認を受けて持ち出すものとし、又返納したときは、公印保管者の受領印を受けなければならない。

(公印の使用)

第 5 条 公印はすべての公文書の決裁後でなければ使用することが出来ない。但し、あらかじめ事務局長の承認を得たときはこの限りでない。

2 公印の押捺は、その押捺すべき文書に原議書を添えて、公印保管者に提示し、承認を得たのち、その面前において行うものとする。

(公印の調製・改刻及び廃棄)

第 6 条 公印の調製・改刻及び廃棄は、事務局長がこれを行い、公印保管者に交付するものとする。

(公印の告示)

第 7 条 組合長は公印を調製し、改刻し又は廃止したときはその旨を告示するものとする。

(公印台帳)

第 8 条 事務局長は公印台帳(様式第 2 号)を備え、すべての公印についてその印影、並びに調製から廃棄までの経過を記録しなければならない。

(公印の事故)

第9条 公印保管者は、公印に盗難、紛失、偽変造があつたときは、直ちにその旨を文書で組合長に届け出なければならない。

(補則)

第10条 公印に関し、この規則に定めるほか、必要な事項は組合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表1

名 称	形 状	書 体	寸 法	個 数	公印保管者
西紋別地区環境衛生施設 組合之印	正方形	てん書	方35mm	1	事務局長
西紋別地区環境衛生施設 組合組合長之印	正方形	てん書	方18mm	1	事務局長
西紋別地区環境衛生施設 組合長職務代理者之印	正方形	てん書	方18mm	1	事務局長
西紋別地区環境衛生施設 組合議会議長之印	正方形	てん書	方18mm	1	事務局長
西紋別地区環境衛生施設 組合組合長之印	正方形	てん書	方18mm	1	会計管理者

別表 2

西紋別地区環境衛生  
施設組合之印



西紋別地区環境衛生施設  
組合組合長之印



西紋別地区環境衛生施設組合長  
職務代理者之印



西紋別地区環境衛生施設組合  
議会議長之印



西紋別地区環境衛生施設組合  
組合長之印（会計管理者用）



様式第 1 号

公 印 持 出 承 認 簿

公印保管者			公印持出 の理由	持出時 時 間	印 影	公印持出者		返 納	
事務局長	係長	係				職	氏 名	日 時	受領印
				自 月 日 時から 至 月 日 時まで				月 日 時 分	
				自 月 日 時から 至 月 日 時まで				月 日 時 分	
				自 月 日 時から 至 月 日 時まで				月 日 時 分	
				自 月 日 時から 至 月 日 時まで				月 日 時 分	
				自 月 日 時から 至 月 日 時まで				月 日 時 分	
				自 月 日 時から 至 月 日 時まで				月 日 時 分	

様式第 2 号

公 印 台 帳

No.

公印の名称				調 製	年 月 日
交 付	年 月 日	書 体		廃 止	年 月 日
使用開始	年 月 日	寸 法		廃止の理由	磨滅・き損・職制変更・ 紛失・盗難・その他
返 納	年 月 日	受領印		廃 棄	年 月 日
用 途				印 影	年 月 日押捺
保 管 者			年 月 日から		
			年 月 日まで		
			年 月 日から		
			年 月 日まで		
			年 月 日から		
			年 月 日まで		
備 考					